



東剣連発第 29 号
令和2年6月18日

顧問
相談役
審議員
理事 殿
監事
団体会長
倫理委員

東京都剣道連盟
会長 千葉胤道
(公印省略)

「東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドラインについて」の送付

標記について、先般全日本剣道連盟が作成した「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を基に、この度新たに「東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドライン」を作成いたしましたので、ご送付いたします。

加盟団体におかれましては、会員各位へ周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

以上

添付資料： 「東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドラインについて」 × 1

令和2年6月17日

東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドラインについて

はじめに

全日本剣道連盟（以下全剣連という）が作成したガイドラインについては、既に通知しているところがありますが、この度新たに「東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドライン」として作成しましたので、これを準拠として今後の稽古を再開していただきますようお願い致します。

なお、東京都はご承知のように全国他道府県と比べ、依然として予断を許さない状況にありますことから、各加盟団体あるいは各道場における指導的立場にある先生方々におかれましては、心を鬼にして対策にあたり、感染予防に努めていただきますようよろしくお願い致します。

東京都剣道連盟感染拡大予防ガイドライン

1 全般

(1) 稽古の実施に当たって

東京都剣道連盟（以下東剣連という）並びに加盟団体は、東京都内で稽古を再開するに当たっては、東京都及び各自治体の新型コロナウィルス感染症に係わる対処方針等を遵守するとともに、必要に応じ東京都または各自治体のスポーツ部局、健康福祉部局に報告するものとする。

(2) ガイドライン及び稽古計画の作成

各加盟団体は、参加人数、人員構成、稽古場所、稽古時間等それぞれ稽古環境の特性が異なることから、全剣連及び東剣連のガイドラインの留意事項に沿うとともに、各加盟団体の特性に応じたガイドライン及び稽古計画を個別に作成し、道場等に掲示するか若しくは各人に配布する等によりその徹底を図る。

(3) 感染者が確認された場合の処置

各加盟団体（各支部を含む）の稽古場所等において、万一会員に感染者が確認された場合は、速やかに東剣連及び所轄の保健所等に報告するとともに、当該稽古場所での稽古を中止し、濃厚接触者のPCR検査を勧奨する等感染者の極減を図る。

(4) 再開後の稽古の中止、自粛

稽古再開後、新型コロナ感染の第2波あるいは第3波等により、再び緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに稽古を中止するものとし、また、東京アラート等が発動された場合は、努めて自粛するか若しくは感染予防体制を一層強化して行うものとする。

2 細部実施要領

(1) 稽古再開に向けてのガイドライン

別紙1 参照

(2) 大会、審査会、講習会等各種行事への対応

ア 東剣連主催行事の今後のスケジュール

別紙2 参照

イ 大会について

長期間にわたり稽古ができない状態が続き、合わせて自粛解除以降も段階的な稽古を要請されていることから、稽古量が十分とは言えずまた、全剣連主催の大会も当面中止または延期されていることから、東剣連及び加盟団体（支部を含む）が実施する大会の開催は当分の間自粛し、今後の感染状況あるいは全剣連の動向を確認しつつ開催時期を決定する。

なお、開催するに当たっては、感染予防のため当分の間面マスク及びシールドを着用して行う。

ウ 審査会、講習会について

3密の状態を作らないよう、開催場所に応じ参加人数を適切にするほか、感染予防処置を確実に行い、かつ、実施要領を適切にして実施する。例えば、審査会においては、1審査会場当たりの受審者数を少くする、あるいは会場入場者を制限する等、また、審判講習会においては、座学を主体にし、実習は行わず展示のみに留める等により実施する。

この際においても、当分の間面マスク及びシールドを着用して行う。

エ その他の行事について

他の行事を行う場合は、上記に準じて行う。

(3) 稽古における留意事項

別紙3 参照

(4) 稽古再開に向けてのスケジュール

別紙4 参照

以上